

## 川越市自転車シェアリング運営業務委託仕様書

### 1 業務名称

川越市自転車シェアリング運営業務委託

### 2 対象地域

後述する「11 サイクルポート候補地」の周辺地域

### 3 事業の目的

公共交通の機能を補完し、中心市街地における移動手段の役割を担うとともに、中心市街地の活性化や観光の振興に寄与することを目的として実施する。

### 4 委託期間

契約締結日から 2023 年（平成 35 年）11 月 30 日（木）まで（予定）

### 5 役割分担

#### (1) 川越市

- 1) 実施主体
- 2) 川越市自転車シェアリング運営業務全体の総括
- 3) 公共用地でのサイクルポート用の公有財産の確保（使用承認・占有手続き含む）
- 4) 関係事業者（タクシー・バス事業者、地元自治会等）との調整
- 5) 市民への周知、広報（川越市ホームページ、広報川越、twitter 等）

#### (2) 事業者

- 1) 運営主体
- 2) 施設及び器材（自転車、サイクルポート等）の整備、維持管理と事業終了後の原状回復
- 3) 事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、有人窓口での各種対応等）
- 4) 違法駐輪対策
- 5) 公有財産以外でのサイクルポートの確保
- 6) 利用者への周知、広報
- 7) 各種データの収集、整理、分析と川越市への提供、事業提案
- 8) 満足度や交通行動の変化等に関する利用者アンケート調査の実施
- 9) 事業報告

### (3) その他

上記以外は協議を行い決定する。

## 6 本市からの無償貸与等について

- (1) 川越市自転車シェアリング運営事業(第一期)の備品の一部(路上端末機7基、駐輪機器(ラック)54基)は、事業者からの求めがあった場合は無償で貸与する。

なお、貸与する備品は、貸出・返却等のシステムを内蔵していないため、各事業者においてシステムを構築し運用に支障がないようにすること。各備品の仕様や特徴は、交通政策課にて資料を閲覧できるものとする。

- (2) 川越市所有の公有財産の使用に係る使用料については、免除する。

## 7 料金、附帯事業、収支

- (1) 公共交通機関を代替、補完する交通手段として多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定を提案すること。また、料金体系(主に超過料金の発生について)は利用者にとってわかりやすい工夫を施すこと。

なお、料金設定にあたり「川越市自転車シェアリング事業(第一期)の料金体系」を参考に利用率・回転率の向上を促すこと。

(参考)

川越市自転車シェアリング事業(第一期)の料金体系

### 【料金システム】

基本料金 + 超過料金

(1回の利用時間が40分を超えると30分毎に超過料金200円が発生する。  
なお、定期利用においても同様である。)

### 【料金表】

1日：200円、1ヶ月：1,300円、3ヶ月：3,500円、6ヶ月：6,000円

- (2) デポジット料金を徴収する場合、事業期間の終了等を理由として、利用者が解約を希望するときは、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。
- (3) 本事業に附帯又は本事業から派生する事業を実施する場合は、事前に川越市と協議の上、承認を得ること。
- (4) 独立した事業として採算が取れるよう運営をすること。
- (5) 事業の利用促進に関する取組を行うこと。
- (6) 本事業における利用料金収入は、全て事業者に帰属する。

## 8 利用方法等

- (1) 利用者が、どのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- (2) サイクルポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- (3) 利用者の個人認証を行うこと。
- (4) 登録情報の入力が必要最小限のものとすること。(例：年代、性別、電話番号、居住地等)
- (5) 市内在住者、通勤(学)者、来街者、外国人等、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- (6) 利用者登録は、スマートフォンやインターネット、有人窓口等、様々な方法や場所での登録を可能とするよう提案すること

### (参考)

川越市自転車シェアリング事業(第一期)の利用者登録場所  
路上端末機、インターネット、有人対応窓口(本川越駅・川越駅観光案内所)

- (7) 貸出は、パスワード及びICカード(FelicaやMifare等)を用いて短時間で完了するものとし、返却も同様に短時間で行えるものとする。
- (8) 多様な利用者に配慮し、多言語対応とすること。

### (参考)

川越市自転車シェアリング事業(第一期)の対応言語  
日本語、英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語

- (9) サイクルポート以外で自転車を返却ができないシステムにすること。
- (10) 事業者は、利用者の登録情報や利用状況の確認ができるものとする。
- (11) 超過料金が発生した場合、利用者に超過料金の発生がわかるような通知機能を持たせること。
- (12) 料金收受方法は、盗難や不正利用の防止、確実な決済を担保する観点を考慮し、クレジットカードや電子マネー、キャリア決済のうち1つ以上を利用できるようにすること。なお、この他、有人窓口により現金による利用ができるようにすること。

### (参考)

川越市自転車シェアリング事業(第一期)の料金收受方法  
クレジットカード、現金(本川越駅・川越駅観光案内所)

- (13) 利用方法等は、利用者がわかりやすいような工夫を行うこと。

## 9 施設、機材（自転車、サイクルポート等）の仕様

- (1) 自転車、サイクルポートは、地域の景観との調和を考慮し、統一したデザインとすること。なお、川越市伝統的建造物群保存地区内にサイクルポートを設置する場合は、川越市と共に、川越町並み委員会（ ）の定例会に出席し、協議を行うこと。

### 川越町並み委員会

川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体に指定されている川越市伝統的建造物群保存地区の保存団体である。定例会は、概ね毎月最終月曜日に開催する。

- (2) サイクルポートには、自転車1台につき1基の駐輪機器（ラック）を設置すること。
- (3) 自転車の稼働台数を提案すること。なお、130台以上とする。
- (4) 自転車は、普通自転車又は電動アシスト自転車で、ICタグでの個体認証による施錠が可能なものとする。また、制動装置（ブレーキ）を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。
- (5) 中古自転車の再利用も可能であるが、その際もデザイン等は統一すること。
- (6) 自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載すること。
- (7) 本事業で使用する自転車は利用頻度が高く、自転車を通常利用した場合と比較すると車体等の摩耗が予想される。利用者の安全を確保するために、技術力を持った者が定期的な整備を行い、必要に応じて自転車の入替を行うこと。なお、その際の費用は事業者が負担する。
- (8) サイクルポートは設置及び撤去が容易であること。また、施設の利用者や運営において支障が生じた場合は、サイクルポートの機能を中止することがある。なお、用地の管理者から工事やイベント等により一時サイクルポートの利用を停止する必要がある場合は、協議を行い、協力するよう努めること。
- (9) 事業実施期間終了後は、事業運営のために設置したサイクルポート、その他の設備を撤去し、原状回復を行うこと。
- (10) サイクルポート候補地を基本とし設置可能なサイクルポート箇所数を提案すること。なお12箇所以上とする。
- (11) サイクルポート設置場所及びその周辺は常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。

## 10 運営形態

- (1) 事業者は、有人窓口を対象地域周辺に1箇所設置し、円滑な運営をすること。
- (2) 24時間の運営を原則（祭礼等による事業休止を除く）とすること。
- (3) 利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、事故やトラブル等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- (4) 配置している自転車に偏りが生じた場合は、自転車の台数を平準化するために、サイクルポート間で自転車の再配置を行うこと。また、自転車が放置された場合は、速やかに回収すること。
- (5) サイクルポートに本事業と関係ない自転車を止められないよう配慮するとともに、止められていた場合は早期に適切な対応を行うこと。
- (6) 事故、トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (7) 利用者の怪我や損害賠償事故（対物、対人）に対応するため、保険に加入すること。
- (8) 利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理すること。
- (9) 利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。
- (10) 自転車の防犯登録を行うこと。また、盗難対策を行うこと。
- (11) 川越市の公有財産を使用して、サイクルポートを設置した場合に第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応すること。
- (12) 川越市自転車放置条例（昭和62年条例第1号）第12条の規定により、事業に使用する自転車が移動、保管された場合の費用は、事業者の負担とする（1,000円/台）。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任をもって対応処理すること。
- (13) 天候や災害等に伴う本事業のサービス休止は、利用者に何らかの方法で周知できる機能を持たせること。
- (14) 事前にサイクルポートの休止を予定している場合は、事前に告知する機能を持たせること。
- (15) サイクルポートを休止する場合には、遠隔操作で即時に休止（利用登録や貸出ができない状態）すること。
- (16) 地域連携については、市内事業者等が実施するイベント等とタイアップし、SNSや携帯アプリ、ホームページ、車両等を利活用し一体的にPRすること。

- (17) 事業者は、当該事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、市と協議を行い認められたものについては、当該事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (18) 事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって事業を遂行すること。

## 11 サイクルポート候補地

- (1) 事業開始時点で、川越市が提供するサイクルポート候補地は 12 箇所とする。ただし、このサイクルポート候補地は、設置を確約するものではなく、土地所有者・所管部署と詳細な調整が必要となる場合がある。
- (2) 受託期間中、川越市に対し、公有財産を使用したサイクルポートの設置の提案を行うことも可能とする。
- (3) サイクルポート候補地に電源がない場合、電気使用にあたっては電力会社との契約を事業者が行う。
- (4) 事業開始後に、イベント、違法駐輪、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去する必要がある場合は、事前に川越市と事業者で協議を行い対応する。なお、撤去等に要する費用はすべて事業者の負担とする。
- (5) 事業者が川越市の公有財産を使用して、サイクルポートを設置した場合において、公共施設の利用者への支障が生じたときは、当該公有財産の使用の中止を命ずることがある。
- (6) 川越市が提供するサイクルポート候補地以外でサイクルポートを必要とする場合（公有地を除く）は、事業者が確保すること。

## 12 結果報告

- (1) 事業者は、利用状況、走行履歴、その他の事業運営に係るデータを収集、整理し、川越市に提供すること。また、川越市に対してデータ等を分析し、事業提案すること。
- (2) 事業者は、必要に応じて利用者に満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、調査結果を川越市に報告すること。
- (3) 事業者は以下の報告書を川越市に提出すること。

報告書	提出時期	内容
四半期報告書	各四半期終了から 30 日以内	四半期の利用状況
年度報告書	各年度終了から 30 日以内	各年度の利用状況、収支、アンケート結果、課題・問題点、事業提案等

業務完了報告書	終了から 30 日以内	事業期間すべての利用状況、収支、アンケート結果、課題・問題点、事業提案等
---------	-------------	--------------------------------------

- (4) 成果の提供にあたっては、関係法令等を遵守した上で行うこと。なお、提供にあたっては、個人を特定する情報までを提供する必要はない。

### 13 評価項目

「川越市自転車シェアリング運営業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領」別紙「評価基準」のとおり

### 14 その他

事業の遂行に関し、本事業概要に記載のない事項または疑義が生じた時は、川越市と事業者の協議の上、真摯に解決するものとする。